



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社マーベラスAQL
代 表 者 代表取締役社長 許田 周一
(コード：7844 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員 管理統括本部長
山角 信行
電話番号 03-5769-7447 (代)

株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更 及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日 (月) 最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 5 月 24 日 (金) 現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のようになります。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 535,931 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 53,057,169 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 53,593,100 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 90,000,000 株 |

(注) 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成 25 年 9 月 13 日 (金) |
| ② 基準日 | 平成 25 年 9 月 30 日 (月) |
| ③ 効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日 (火) |

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成 25 年 10 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 3 回新株予約権	平成 16 年 6 月 23 日	76,560 円	766 円

(5) 配当予想の修正

株式分割後の平成 26 年 3 月期の配当予想につきましては、当社株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 25 年 5 月 10 日公表の「平成 25 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の予想金額から次のとおり修正いたします。

なお、本件は、株式分割に伴う配当予想の修正であり、1 株当たりの予想配当金に実質的な変更はありません。

基準日	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期	期末	合計
前回予想 (平成 25 年 5 月 10 日公表)	0 円 00 銭	1,200 円 00 銭	1,200 円 00 銭
今回予想	0 円 00 銭	12 円 00 銭	12 円 00 銭
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	0 円 00 銭	1,250 円 00 銭	1,250 円 00 銭

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします(以下①②)。また、平成 25 年 6 月 21 日 (金) 開催予定の第 16 回定時株主総会において、定款一部変更の議案を付議し、その内容として単元未満株式についての権利の定めを新設する変更を提案いたします(以下③)。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 議決権を有しない単元未満株式についての権利を定めるために、第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- ④ 条文の新設に伴う条数の繰上げを行います。
- ⑤ 第 6 条の変更及び第 7 条、第 8 条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利

(新設)	<p><u>を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条、第 8 条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>
------	---

(3) 変更の日程

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ① 取締役会による決議日 (第 6 条の変更、第 7 条の新設) | 平成 25 年 5 月 24 日 |
| ② 株主総会による決議予定日 (第 8 条の新設) | 平成 25 年 6 月 21 日 |
| ③ 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日 |

以 上